優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を二億八千三百万円減少し四億三千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月七日付官報の号外第七十五号九十九頁に掲載されています。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

柏プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を九億八千万円減少し一億二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月七日付官報の号外第七十五号八十七頁に掲載されています。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

住之江プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十二億九千六百万円減少し三億六千九十万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月七日付官報の号外第七十五号九十一頁に掲載されています。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

若洲ロジプロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を三十九億五千百万円減少し十四億四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月七日付官報の号外第七十五号九十五頁に掲載されています。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

川崎プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を九億八千万円減少して一億三千九百万円とし、発行済優先出資一万九千六百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

柏プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十二億九千六百万円減少して三億六千九十万円とし、発行済優先出資二万五千九百二十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

住之江プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十二億九千六百万円減少して十四億四千九百万円とし、発行済優先出資七万九千二十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

若洲ロジプロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を三十九億五千百万円減少して十四億四千九百万円とし、発行済優先出資七万九千二十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年八月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

川崎プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

任意清算公告

当社は、平成二十二年七月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年七月二十六日

沖縄県糸満市字潮平六一二番地の二

合資会社丸三商事

代表社員　町田　宗信

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を福岡県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年七月二十六日

一、住所　福岡県飯塚市内野三五五六番地三

氏名　佐藤　福夫

営業保証金額　金二万円

訂正公告

平成二十二年七月十六日（号外第一五〇号）掲載の吸収分割公告及び株式会社タイメイに係る第二十一期決算公告（枠組）中、「甲は乙のリース事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。」とあるは「乙は甲のリース事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月二十六日

茨城県鹿嶋市大字宮中二三三一番地の一

（甲）大地建設株式会社

代表取締役　石津　磐根

茨城県潮来市築地字東七七九番地の二

（乙）株式会社タイメイ

代表取締役　石津　弘明

平成二十二年七月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

川崎プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十二年六月二十一日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中「資本金の額が二百七十一億三千百九万八千七百五円、資本準備金の額が二百六十九億七千二百六万八千七百五円減少し、それぞれ三億円、〇円とすることにいたしました。」とあるは、「資本金の額が二百七十一億三千百九万八千七百五円、資本準備金の額が二百六十四億九千六百三十四万七千六百二十四円となることを条件として、資本金の額を二百六十八億三千百七万八千七百五円、資本準備金の額を二百六十九億七千二百六万八千七百五円減少し、それぞれ三億円、〇円とすることにいたしました。」とあるは、「資本金の額が二百七十一億三千百九万八千七百五円、資本準備金の額が二百六十四億九千六百三十四万七千六百二十四円となることを条件として、資本金の額を二百六十八億三千百九万八千七百五円、資本準備金の額を二百六十四億九千六百三十四万七千六百二十四円減少し、それぞれ三億円、〇円とすることにいたしました。」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月二十六日

東京都新宿区新宿三丁目一番二四号

株式会社アルデプロ

代表取締役　高橋　康夫

訂正公告

平成二十二年七月十六日（号外第一五〇号）掲載のセーレンケーピー株式会社に係る第二十六期決算公告（枠組）中、「代表取締役　吉田　音二」とあるは「代表取締役　吉田　音二」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年七月二十六日

扱　店

取消公告

平成二十二年七月二十日（号外第一五一号）掲載の合併公告及び決算公告中、合併公告のみ取消します。

平成二十二年七月二十六日

佐賀県唐津市二タ子三丁目一二番九九号

（甲）株式会社福佐商会

代表取締役　松永　雅幹

佐賀県唐津市和多田南先石一番三号

（乙）新唐津菱光株式会社

代表取締役　松永　雅幹

佐賀県唐津市二タ子三丁目一二番九九号

（丙）株式会社三峰産業

代表取締役　松永　雅幹

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十六日付第一五六号

一二八ページ●同日付政府調達第一三八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）